

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第58回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年12月16日（火） 17:00～17:11

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、辻 政次、  
長田 三紀、宮本 勝浩

（以上6名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、吉田 真人（電気通信事業部長）、  
吉田 博史（事業政策課長）、飯村 博之（事業政策課企画官）、  
柴山 佳徳（事業政策課調査官）、竹村 晃一（料金サービス課長）、  
片桐 義博（料金サービス課企画官）、塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、  
富岡 秀夫（電気通信技術システム課企画官）、  
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

答申事項

- 1 接続料規則の一部改正について【諮問第3067号】
- 2 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3068号】

## 開 会

○東海部会長 委員の方がおそろいになりましたので、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第58回）を開催させていただきます。

本日は、委員8名中6名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

それでは、本日の議事を進めてまいりたいと思います。本日は、お手元の議事次第にもございますように、答申事項が2件でございます。

まず、諮問第3067号「接続料規則の一部改正」について、審議をいたします。本件は、総務大臣から諮問を受け、本年10月28日開催の当部会において審議を行いまして、本年の10月29日から11月27日までの間、意見募集を行ったところでございます。

また、その後、意見募集で提出された意見を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査でいらっしゃいます相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと思っております。

それでは、相田先生、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○相田専門委員 接続委員会の主査を務めております相田でございます。それでは、諮問第3067号の「接続料規則の一部改正」につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。

資料58-1をご覧くださいと思います。本件の概要につきましては、この資料の4ページに具体的な記載がございますが、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能等の電話網に係る各機能の接続料につきましては、平成24年9月25日の情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について」を踏まえまして、平成25年度から27年度までの3年間、第六次モデルを用いた長期増分費用方式を適用することとされております。

本件は、平成27年度の接続料算定に用いる入力値を更新するため、関連規定の整備を行うものです。

本改正案につきましては、先ほど部会長からご紹介がございましたように、10月29日から11月27日までの間、意見募集が行われ、1件の意見の提出がございました。これを受けて、今月5日に接続委員会を開催し、本改正案並びに提出された意見について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、この資料の1ページ目にごございます報告書の1に示しましたとおり、「本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」とのご報告をさせていただきます。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、

2ページに取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省により説明いただけるのとことですので、よろしくお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官 ご説明いたします。今回、個人の方から1件、意見が寄せられております。意見の概要としましては、加入系光ケーブル延長の1km当たりの施設保全費が安くなったことにより、世帯負担が軽減されるのではないかとというものでございます。

これに対する考え方ですが、加入系光ケーブル延長1km当たりの施設保全費というのは、第一種指定電気通信設備の接続料原価の算定に用いられるものではございますが、一般に利用者料金というものは市場環境等々の様々な要因により定められるものでございます。したがって、加入系光ケーブル延長1km当たりの施設保全費の低下が直ちに世帯負担の増減につながるとは限らないと整理させていただきました。

説明は以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。ただいまの相田専門委員と事務局とのご説明について、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

せっかく接続料規則の改正案と現行が数字でくっついておりますので、ご質問いただいたことにお答えいただいた、安くなってるという実態を確認しておきましょうか。何ページですか。

○片桐料金サービス課企画官 22ページでございます。現行が右側、改正案が左側でございます。それぞれ見比べていただきますと、基本的に安くなっております。

○東海部会長 やっぱり左と右を見ますと、確かにそういった傾向になってるということを確認したいと思います。そんなことも含めて、何かご質問ございますでしょうか。特にご発言はございませんでしょうか。

それでは、表紙をめくって、1ページをご覧ください。今、接続委員会からの報告書等をご参照いただきながら、諮問第3067号につきましては、答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。ありがとうございます。

次に、諮問第3068号「電気通信事業法施行規則等の一部改正」について、審議をいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年10月28日開催の当部会において審議を行い、本年10月29日から11月27日までの間、意見募集を行いました。

本日は、提出された意見を取りまとめていただきましたので、これを報告していただき審議したいと思います。それでは、事務局からご報告をお願いいたします。

○塩崎電気通信技術システム課長 はい。電気通信技術システム課の塩崎でございます。お手元の資料58-2に基づきまして、10月28日に諮問させていただきました「電気通信事業法施行規則等の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

資料の2ページ目をご覧ください。と思います。「I背景」の3段落から4段落目のと

ころになります。平成25年に開催いたしました「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」の報告書を踏まえ、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために、利用者への影響が大きい回線非設置事業者についても、回線設置事業者と同様の事故防止の規律を導入すること等を内容とする電気通信事業法の改正を行ったところでございます。

本件は、この改正等を受け、電気通信事業法施行規則等の一部改正を行うものでございます。

本改正内容につきまして、本年10月29日から11月27日まで意見募集を行いました。諮問対象事項に関する意見の提出はございませんでした。

なお、本件を諮問いたしました際に、辻委員より、新たに技術基準が課されることとなる事業者にとって過度の負担となり、その費用が利用者にまで転嫁されるのではないかとのご質問をいただきました。この点につきまして、今後、対象になると想定される事業者3社に確認いたしましたところ、いずれの事業者からも、今回の改正事項は過度の負担を生じさせるものではなく、利用者の料金に影響を及ぼすものではないとの回答をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東海部会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

辻先生の諮問時のご質問に対しては、そういった回答でよろしゅうございますか。

○辻委員 結構です。

○東海部会長 他にいかがでしょうか。特にご発言、酒井先生、よろしゅうございますか。ご発言ございませんか。

○酒井委員 大丈夫です。

○東海部会長 ありがとうございます。それでは、諮問第3068号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。よろしゅうございましょうか。

案のとおり答申することといたします。

以上で、本日の審議を終了いたしました。委員の皆さまから何かございますでしょうか。事務局からは、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。

以上で閉会でございます。ありがとうございます。

閉 会